

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の実施時期

平成22会計年度間(平成22年4月1日～平成23年3月31日)とする。

## 3 調査の対象

この調査の対象は、都道府県及び市町村(特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合を含む。以下同じ。)の教育委員会並びに都道府県立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校(公立大学法人が設置する高等専門学校を除く。)とする。

### 教育委員会数及び公立学校数(平成22年度)

教育委員会	
都道府県教育委員会	47
市町村教育委員会	1,838
学校数	
幼稚園	5,107
小学校	21,713
中学校	9,982
特別支援学校	980
高等学校(全日制課程)	3,602
高等学校(定時制課程)	671
高等学校(通信制課程)	72
中等教育学校	28
専修学校	203
各種学校	9
高等専門学校	3

- (注) 1 分校はそれぞれ1校として計上している。  
2 高等学校は課程ごとに1校として計上している。  
3 高等専門学校は公立大学法人が設置している学校を除いている。

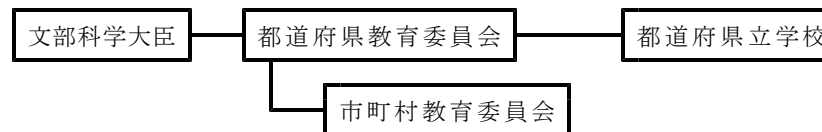
## 4 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

1. 教育委員会等における教育費調査
  - (1) 支出項目別、財源別学校教育費
  - (2) 支出項目別、財源別社会教育費
  - (3) 支出項目別、財源別教育行政費
  - (4) 教育施設別、科目別収入額
2. 知事部局における生涯学習関連費調査
  - 支出項目別、財源別生涯学習関連費

## 5 調査方法

1. 調査系統  
調査系統は次のとおりとする。
  - (1) 教育委員会等における教育費調査



- (2) 知事部局における生涯学習関連費調査



2. 調査票等の配布及び提出
  - (1) 文部科学大臣は、調査系統に従って調査票を配布する。
  - (2) 都道府県立学校は、都道府県教育委員会の指定した期日までに、都道府県教育委員会に調査票を提出する。
  - (3) 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会の指定した期日までに調査票を都道府県教育委員会に提出する。
  - (4) 都道府県教育委員会は、教育費調査の調査票、生涯学習関連費の調査票及び集計表を平成23年11月15日までに文部科学大臣に提出する。

3. 東日本大震災に伴う取扱い

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により岩手県、宮城県及び福島県では関係資料が滅失した市町村が存在したため、調査対象外とした。

調査結果においては地方教育費総額を経年比較できるよう、これらの県では平成21会計年度の金額を集計している。ただし、教育に係る収入(第11表)については「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく公立高等学校授業料不徴収の制度を考慮し、特別支援学校、高等学校及び中等教育学校の授業料を除いている。